

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 10 月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600137号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600047号

第1 結論

平成11年4月から平成12年3月までの請求期間については、国民年金第3号被保険者の期間とし、かつ、保険料納付済期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年4月から平成12年3月まで

平成12年4月1日からA社において嘱託社員として厚生年金保険に加入したが、それまでは、同社で、夫の扶養として認められる収入の範囲内になるように、調整しながら働いていた。

請求期間について、平成27年になって、国民年金の第3号被保険者期間から第1号被保険者期間に訂正され、特例追納勧奨が届いたが、今頃、請求期間は被扶養者になっていなかった期間だと言われても、当時の給与明細等は処分しており、第3号被保険者であったことを証明する書類は残っていない。

しかし、請求期間は、それまでと同じ様に働いており、請求期間だけ扶養から外れる理由は無く、夫の扶養家族として第3号被保険者であったことは間違いないので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「平成12年4月1日に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得する以前は、同社において、収入が夫の被扶養者として認められる範囲内となる様に、調整して働いていた。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者は、第3号被保険者制度が開始された昭和61年4月1日付けで同資格を取得しており、請求期間については、平成27年11月26日に、第1号被保険者期間に記録訂正が行われるまで、第3号被保険者期間と記録されていたことが確認できる。

また、当該記録の訂正は、オンライン記録により確認できる請求者の夫の政府管掌健康保険(当時)の被扶養者記録において、請求者の被扶養配偶者としての記録が、平成11年4月1日付けをもって認定解除されていることから、記録訂正されたものであるが、A社から提出された請求者に係る臨時雇用雇用通知を見ると、同年4月1日前後の期間において雇用契約内容に大幅な変更は無く、同日をもって扶養認定が解除される事情は見当たらない。

さらに、これまでの事情に加え、臨時雇用雇用通知に記載された勤務時間及び時間給から判断すると、平成11年4月1日以降にA社から支給されたと推認される給与額は、それまでの期間と同じく、第3号被保険者として認定される範囲内であったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者の請求期間は、国民年金第3号被保険者であった期間であり、保険料納付済期間に該当していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600286号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600141号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和56年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和56年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

厚生局から同僚に係る「年金記録の訂正に関するお問い合わせ」文書が届いたので、自身の年金記録を確認したところ、A社における被保険者資格喪失年月日が昭和56年3月31日となっていた。私は、同日まで同社に在籍し、翌日の同年4月1日に、同社の事業主が新たに設立したB社(現在は、C社)に移籍したが、勤務地及び業務内容に変更は無かったので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、請求者は、請求期間において、A社に在籍していたことが認められる。

また、請求期間頃にA社からB社に転籍したとする複数の元同僚は、「請求期間頃に、A社のD部門がB社となり、D部門に在籍していた自身も請求者も同社の社員となったが、請求期間の前後において、勤務場所は同じで継続して勤務しており、業務内容等にも変化は無かった。」旨陳述している。

さらに、A社及びB社のそれぞれに係る厚生年金保険被保険者名簿によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の翌日又は翌々日に、B社における被保険者資格を取得している者が、事業主及び請求者を含め13人確認できる。請求期間当時、A社及びB社の両社において、社会保険及び給与計算の事務を担当していたとする者は、「請求期間頃、A社からB社に転籍した者について、被保険者記録に空白があるのは、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と雇用保険の離職日を同日として届出を行ったことによる。」とした上で、「当時、転籍者について、転籍はしても退職ではないので、給与計算等はこれまでどおりするように事業主から指示があった。請求期間においても、給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A社における請求者の昭和56年2月の厚生年金保険の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に清算終了しており、請求期間当時の事業主及び同社の清算人は既に死亡又は所在不明のため確認することができないが、同社の事務を担当していたとする者が「厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と雇用保険の離職日を同日として届出を行った。」旨陳述している上、事業主が請求者の資格喪失年月日を昭和 56 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者に係る同年 3 月の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600305号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600142号

第1 結論

請求者のA社本店(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和48年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和48年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和48年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

請求期間にA社本店からC社に出向したが、その際の厚生年金保険の資格喪失年月日について、昭和48年9月1日となるどころ、同年8月31日と記録されている。

請求期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社の回答、同社の担当者及び複数の元同僚の陳述から、請求者は、請求期間において、A社本店から同社の関連会社であるC社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の記録から昭和48年9月1日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社本店における請求者の昭和48年7月の厚生年金保険の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付したと思う旨回答しているものの、事業主が請求者の資格喪失年月日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年8月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者に係る同年8月の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600057号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600140号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年4月1日から昭和30年10月10日まで

B県C市D地区にあったA社のE丸において、昭和28年4月1日から昭和30年10月10日までF業務に従事した。

請求期間中の昭和28年夏頃、船での作業中に負傷し、その際に会社から保険証をもらい、約2か月間、C市内のG病院で治療を受けた記憶がある。

請求期間において、月末に支払われた給料から船員保険料を引かれていたと思うので、調査の上、当該期間を保険給付の計算の基礎となる船員保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「請求期間に、A社のE丸で、F業務に従事していたので、船員保険に加入していた。」旨主張しているが、日本年金機構H事務センターは、I年金事務所が保管している船舶所有者名簿において、船舶所有者が「A社」又は船舶名が「E丸」に該当する記録は見当たらない旨回答している。

また、商業登記の記録において、請求期間当時、C市に所在するA社は見当たらない上、オンライン記録によると、請求者が記憶するA社の事業主と推認される者は既に亡くなっているほか、オンライン記録において、請求者が名前を挙げた同社の複数の同僚等に係る氏名検索を行ったが、当該同僚等を特定できないことから、請求者の請求期間における勤務実態を同社の関係者に確認することができない。

さらに、請求者が、「請求期間中の昭和28年夏頃に、保険証を使用してC市内のG病院で治療を受けた。」旨陳述していることから、請求者が記憶する住所に所在するJ病院に照会を行ったところ、同病院は、「請求期間当時の診療記録は保管していない。」旨回答しており、請求期間当時に請求者が使用したとする被保険者証の種類について確認することができない。

ところで、請求者は、E丸という船団の中の無動力船に乗り組み、F業務に従事していた旨陳述しているところ、K事務所が保管している抹消船舶原簿によると、請求期間当時、B県L郡M町(現在は、N市)に所在したO事業所所有のP丸及びQ丸という名称の無動力の船舶が確認できるものの、日本年金機構H事務センターは、「O事業所」、「P丸」及び「Q丸」と一致する船舶所有者名又は船舶名の記録は見当たらない旨回答している。

なお、請求期間当時の法令における船員保険の被保険者要件については、船員保険法第17条において、「船員法第1条ニ規定スル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険ノ被保険者トス」と規定し、また、船員法第1条第1項において、「この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の命令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備員をいう。」と規定した上で、同条第2項第3号において、総トン数30トン未満の船舶は同条第1項におけ

る船舶には含まない旨規定されているところ、前述の抹消船舶原簿によると、P丸及びQ丸の総トン数はそれぞれ13.47トンと13.42トンであることから、当該船舶は、船員法の対象となる船舶に該当せず、請求者は、P丸又はQ丸に乗り組んでいたとしても、船員保険の被保険者要件に該当しない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険の被保険者として、請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600156号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600143号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月1日から昭和55年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格取得年月日が昭和55年3月1日と記録されているが、A社に就職したのは大学卒業後の昭和54年4月1日であり、請求期間当時はC社に勤務し、請求期間の給与からも厚生年金保険料が控除されていた。

また、請求期間当時、勤務していたC社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったが、社会保険は入社時からA社で加入していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時にC社において請求者の上司であったとする者及び元同僚の回答及び陳述から、請求者が請求期間において、C社に勤務していたことが推認できる。

また、C社に係る健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿(事業所台帳)によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年2月8日であるが、前述の請求者の上司であったとする者は、「請求期間当時、C社の勤務者は、A社で厚生年金保険に加入していた。」旨陳述しており、オンライン記録によると、当該者については、C社に勤務していたとする期間のうちの一部期間について、A社における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかしながら、B社は、「当時の資料が残っておらず、請求者の厚生年金保険に係る届出及び厚生年金保険料の控除は不明である。また、当時勤めていた者で現在勤務している者がいないため、当時の厚生年金保険の取扱いも不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することができない。

また、前述の請求者の上司であったとする者及び元同僚が、「A社に就職と同時に厚生年金保険に加入したと記憶している。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該二人は、各自がA社に就職したと記憶する時期から約4か月又は約11か月後に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、前述の二人に照会したが、各自がA社に就職したと記憶する時期から各自が同社において厚生年金保険に加入するまでの間において、各自の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認できる資料及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600229号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600144号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年4月5日から昭和34年4月1日まで

B市にあったレストラン「A事業所」に調理師として勤務した請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

退職時に、事業主から、「将来のために厚生年金保険に加入しておいた。」と言われ、厚生年金保険被保険者証を交付された記憶があるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が記憶する「A事業所」の所在地及び事業主の氏名は、昭和44年当時のC社に係る商業登記の記録における同社の所在地及び代表取締役の氏名とそれぞれ一致する上、昭和36年9月発行のB市の住宅地図を見ると、請求者が記憶する「A事業所」の所在地において「D事業所」の記載が確認できる。

しかしながら、請求期間当時、飲食業の事業所は、個人事業所、法人事業所の別を問わず、厚生年金保険の強制適用対象事業所ではなかったところ、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、「A事業所」が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、商業登記の記録によると、C社は昭和48年に解散している上、同社の元代表取締役は所在不明であることから、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、事業所関係者に確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間当時の同僚として5人の姓を挙げているものの、姓のみでは個人を特定することができないことから、これらの者に請求者の請求期間における勤務状況について照会することができない。

加えて、請求者は、請求期間当時、自身の氏名を「E」、生年月日を「昭和10年*月*日」としていた旨陳述していることから、当該氏名及び生年月日による厚生年金保険被保険者記録の検索を行ったが、請求者の請求期間における被保険者記録は確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。